

「LEC 伊藤道場 最重要選択対策講座 労働編」から
第46回社労士試験【選択式】労基法 空欄Aの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RM14124 p.6]

<絶対に落とさない! 最重要選択対策講座 労働編
選択式 労基法 実戦編 問3-空欄D>

3. [前略] このような同条1項及び2項の規定の趣旨に照らすと、前年度の総暦日の中で、就業規則や労働協約等に定められた休日以外の不就業日のうち、によるとはいえないものは、や使用者側に起因する経営、管理上の障害による休日等のように当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが相当でなく全労働日からものは別として、上記出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日にものと解するのが相当である。

(解答 → ⑧含まれる)

的中!

本試験出題はこうでした!

第46回 社労士試験 問題
【選択式】 労働基準法 【空欄A】

1. [前略] このような同条1項及び2項の規定の趣旨に照らすと、前年度の総暦日の中で、就業規則や労働協約等に定められた休日以外の不就業日のうち、労働者の責めに帰すべき事由によるとはいえないものは、不可抗力や使用者側に起因する経営、管理上の障害による休業日等のように当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが相当でなく全労働日から除かれるべきものは別として、上記出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日にと解するのが相当である。

(解答 → ⑩含まれるもの)